

(2) 短期専門家の派遣 (R/D の別紙IIの4.)

1年未満の期間(実態的には数週間、数ヵ月間が多い。)本センターにおいて、長期専門家による技術移転を補完するため、そのフィリピン人カウンターパートに対し技術移転にあたる短期専門家を、必要に応じて(本件プロジェクトの円滑な推進のため)派遣する。

8. フィリピン人研修員の受入れ (R/D のIVの1.)

日本人専門家による技術移転を補完するため、フィリピン人カウンターパートに対し、日本において技術研修を実施する<sup>(注)</sup>。

(注) 労働省(安全衛生部)またはその関係団体等で受け入れることになる。

9. 本センターでの安全衛生研修コースの実施 (Minutes の別紙IXの別紙1.~4.)

上記5の(4)への「ハ.民間向け及び政府職員向け研修コースの実施及び管理技術」に基づき、次に掲げる研修コースを実施する(別添3)。

(1) 「健康管理」部門

- イ. じん肺及びその合併症に関する研修 (政府職員及び民間合同コース)
- ロ. 金属による健康障害に関する研修 ( " " )
- ハ. 有機溶剤による健康障害に関する研修 ( " " )

(2) 「環境管理」部門

- イ. 政府職員向け  
作業環境管理コース
- ロ. 民間向け
  - (イ) 作業環境測定コース
  - (ロ) 作業環境改善コース

(3) 「安全管理」部門

- イ. 政府職員向け
  - (イ) 新規採用安全技術者に対する研修
  - (ロ) 中堅安全技術者に対する研修
- ロ. 民間向け
  - (イ) 安全委員会メンバーに対する研修
  - (ロ) 安全管理者に対する研修
    - a. 製造業コース
    - b. 建設業コース

c. 鉱業コース

d. 農業コース

(4) 「研修・広報」部門

イ. 新規採用労働監督官に対する安全衛生基礎研修

ロ. 労働監督官に対する安全衛生上級研修

10. 技術移転の基本プログラム (Minutes 付属書 (以下「Minutes」という) の8.及び別紙 IX)

上記の「5 技術協力の範囲, 内容」, 「6 技術協力の期間」, 「7 日本人専門家の派遣」, 「8 フィリピン人研修員の受入れ」及び「9 本センターでの安全衛生研修コースの実施」に基づき, 5年間の協力期間において「健康管理」, 「環境管理」, 「安全管理」, 及び「研修・広報」部門ごとに, 原則として本センターにおいて, 日本人長期専門家及び短期専門家によって, 各部門の専門技術, 知識及び関係する研修コースの実施に必要なソフト開発に係る技術, 知識を, フィリピン人カウンターパートに対し効果的に技術移転するための活動として, 年次別にどのようなことを具体的に行うかについては, 別紙の「中核となる技術移転に関する暫定5ヵ年基本計画」に示すとおりである。



中核となる技術移転に関する暫定5ヵ年基本計画

1. 健康管理部門

	長期専門家による指導助言	短期専門家による指導助言	研修コース実施に関連しての指導助言
(63) 第1年度	1. 既存の疾病データ(特に肺疾患に関するもの)の整理及び分析 2. 肺疾患(主としてじん肺)に関するカウンターパートである医師に対する研修 3. 肺疾患(主としてじん肺)に関する実態調査	1. 肺疾患(主としてじん肺)に関するカウンターパートであるX線技士に対する研修 2. 肺疾患(同上)に関するカウンターパートである医療技士に対する研修	1. 政府職員向けの研修プログラム及びカリキュラムの作成 2. 民間における既存のデータ及びカリキュラムの収集及び分析 3. 民間向けの研修プログラム及びカリキュラムの作成 4. インストラクター用マニュアル, 教科書その他の教材の作成開始
(64) 2	肺に係るじん肺合併症に関するカウンターパートである医師に対する研修	肺に係るじん肺合併症に関するカウンターパートである医療技士に対する研修	1. インストラクター用マニュアル, 教科書その他の教材の作成 2. 視聴覚教材の作成 3. 政府職員向け研修の開始(別表1)
(65) 3	1. 金属(特に鉛, ヒ素, 水銀, カドミウム及びニッケル)による健康障害に関するカウンターパートである医師に対する研修 2. 金属(同上)による健康障害に関する実態調査	金属(同左)による健康障害の医学的な検査に関するカウンターパートである医療技士に対する研修	1. インストラクター用マニュアル, 教科書その他の教材の作成 2. 視聴覚教材の作成 3. 民間向け研修の開始(別表1) 4. 政府職員向け研修の実施(別表1)
(66) 4	1. 有機溶剤 <sup>(註1)</sup> による健康障害に関するカウンターパートである医師に対する研修 (注1) 炭化水素(ベンゼン, トルエン及びガソリン), 窒素化合物(ニトロベンゼン), アルコールグリコール(エタノール)及びアルデヒドエーテル(アセトン, フォルムアルデヒド及びケトン) 2. 有機溶剤(同上)による健康障害に関する実態調査	有機溶剤(同左)による健康障害の医学的な検査に関するカウンターパートである医療技士に対する研修	1. 民間向け上級研修の準備 2. 政府職員向け研修の実施(別表1) 3. 民間向け研修の実施(別表1)
(67) 5	1. その他の化学物質 <sup>(註2)</sup> による健康障害に関するカウンターパートである医師に対する研修 (注2) 特にニッケル, アスベスト, ヒ素, 塩化ビニール, アニリン染料及びベンゼン 2. その他の化学物質(同上)による健康障害に関する実態調査	その他の化学物質(同左)による健康障害の医学的な検査に関するカウンターパートである医療技士に対する研修	1. 政府職員向け研修の実施(別表1) 2. 民間向け研修の実施(別表1) 3. 民間向け上級研修の試行的実施(別表1) 4. 研修の評価及びカリキュラム, 教科書その他の教材の見直し

2. 環境管理部門

	長期専門家による指導助言	短期専門家による指導助言	研修コース実施に関連しての指導助言
(63) 第1年度	1. 鉱物性粉じん, 金属(健康管理部門の場合と同じ), 有機溶剤(同)及びその他の化学物質(同)並びに物理的要因 <sup>(a)</sup> に係る作業環境測定に関するカウンターパートに対する研修(OJTを含む) (注) 騒音, 照明, 温湿度, 気圧及び振動 2. 作業環境測定に関するガイドライン及び作業票の作成	呼吸用保護具の検査に関するカウンターパートに対する研修及び当該保護具の検査ガイドライン作成	1. 政府職員向け研修プログラム及びカリキュラムの作成 2. 民間におけるデータ及びカリキュラムの収集及び分析 3. 民間向け研修プログラム及びカリキュラムの作成 4. インストラクター用マニュアル, 教科書その他の教材の作成開始
(64) 2	1. 第1年度におけるカウンターパート研修の継続 2. 第1年度におけるガイドライン等の作成の継続 3. 作業環境に関する実態調査	呼吸用保護具に関する検査の実施	1. インストラクター用マニュアル, 教科書その他の教材の作成 2. 視聴覚教材の作成 3. 政府職員向け研修の開始(別表2)
(65) 3	1. 作業環境測定に関するガイドライン及び作業票の試行的活用及び見直し 2. 作業環境の評価及び改善に関するカウンターパートに対する研修		1. インストラクター用マニュアル, 教科書その他の教材の作成 2. 視聴覚教材の作成 3. 民間向け研修の開始(別表2) 4. 政府職員向け研修の実施(別表2)
(66) 4	1. 作業環境測定の実施 2. 作業環境に係る問題の分析 3. 作業環境に関する評価システムの作成		1. 民間向け上級研修の準備 2. 政府職員向け研修の実施(別表2) 3. 民間向け研修の実施(別表2)
(67) 5	1. 個人モニタリングに関するカウンターパートに対する研修 2. 作業環境に関する評価システムの試行的運用及び見直し		1. 政府職員向け研修の実施(別表2) 2. 民間向け研修の実施(別表2) 3. 民間向け上級研修の試行的実施(別表2) 4. 研修の評価及びカリキュラム, 教科書その他の教材の見直し

3. 安全管理部門

	長期専門家による指導助言	短期専門家による指導助言	研修コース実施に関連しての指導助言
(63) 第1年度	1. 既存データの整備及び分析 2. ボイラー、圧力容器の検査に関するカウンターパートに対する研修 3. ボイラー、圧力容器の検査ガイドラインの作成 4. 企業における一般安全管理の実態調査及び一般安全管理に関するガイドラインの作成	ボイラー、圧力容器の検査に関するカウンターパートの研修及びこれらの検査ガイドラインの作成	1. 政府職員向け研修プログラム及びカリキュラムの作成 2. 民間における既存のデータ及びカリキュラムの収集及び分析 3. 民間向け研修プログラム及びカリキュラムの作成 4. インストラクター用マニュアル、教科書その他の教材の作成開始
(64) 2	1. 労働災害防止に関する年次計画の作成 2. データ収集及び分析システムの開発 3. 企業における機械安全の調査及び機械安全に関するガイドラインの作成 4. 機械(プレス、シャー、木工機械及びグラインダー)の危険評価に関するカウンターパートに対する研修	1. 機械(同左)の危険評価に関するカウンターパートに対する研修 2. 安全帽、安全带等の個人保護具の検査ガイドラインの作成	1. インストラクター用マニュアル、教科書その他の教材の作成 2. 視聴覚教材の作成 3. 政府職員向け研修の開始(別表3)
(65) 3	1. 機械、手工具及び感電による労働災害に関する調査マニュアルの作成 2. 機械安全に関するカウンターパートに対する研修 3. 電気安全に関するカウンターパートに対する研修 4. 企業における電気安全の調査及び電気安全に関するガイドラインの作成	データ収集及び分析システムの開発	1. インストラクター用マニュアル、教科書その他の教材の作成 2. 視聴覚教材の作成 3. 民間向け研修の開始(別表3) 4. 政府職員向け研修の実施(別表3)
(66) 4	1. 墜落、飛末及び落下物による労働災害に関する調査マニュアルの作成 2. 建設安全に関するカウンターパートに対する研修 3. 企業における建設安全に関する調査及び建設安全ガイドラインの作成 4. 機械(プレス、シャー、木工機械及びグラインダー)の危険評価ガイドラインの作成	建設安全に関するカウンターパートに対する研修	1. 民間向け上級研修の準備 2. 政府職員向け研修の実施(別表3) 3. 民間向け研修の実施(別表3)
(67) 5	1. 足場倒壊、荷上げ機械等による労働災害に関する調査マニュアルの作成 2. 化学安全に関するカウンターパートに対する研修 3. 企業における化学安全に関する調査及び化学安全に関するガイドラインの作成 4. クレーンの検査ガイドラインの作成	クレーンの検査ガイドラインの作成	1. 政府職員向け研修の実施(別表3) 2. 民間向け研修の実施(別表3) 3. 民間向け上級研修の試行的実施(別表3) 4. 研修の評価及びカリキュラム、教科書その他の教材の見直し

4. 研修広報部門

	長期専門家による指導助言	短期専門家による指導助言	研修コース実施に関連しての指導助言
(63) 第1年度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 政府職員向け研修プログラム及びカリキュラムの作成</li> <li>2. 民間における既存のデータ及びカリキュラムの収集及び分析</li> <li>3. 民間向け研修プログラム及びカリキュラムの作成</li> <li>4. インストラクター用マニュアル, 教科書その他の教材の作成開始</li> </ol>	視聴覚教材機器に関するカウンターパートに対する研修	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. フィリピン産業医会 (POIMA), フィリピン安全協会 (SOPI) 等による現行セミナー等の実施 (別表 5)</li> <li>2. POIMA, SOPI, フィリピン産業看護婦協会 (OHN-AP) 及びその他の関係団体による大会の開催</li> </ol>
(64) 2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インストラクター用マニュアル, 教科書その他の教材の作成</li> <li>2. 本体プロジェクトを推進するための印刷物の作成</li> <li>3. 本体プロジェクトを推進するための広報</li> <li>4. 視聴覚教材の作成</li> </ol>	印刷物のデザインに関するカウンターパートに対する研修	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. POIMA, SOPI 等による現行セミナー等の実施 (別表 5)</li> <li>2. POIMA, SOPI 等による大会の開催</li> <li>3. 政府職員向け研修の開始 (別表 4)</li> </ol>
(65) 3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インストラクター用マニュアル, 教科書その他の教材の作成</li> <li>2. 視聴覚教材の作成</li> <li>3. ジャーナルの発行</li> <li>4. 本体プロジェクトを推進するための広報</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. POIMA, SOPI 等による現行セミナー等の実施 (別表 5)</li> <li>2. POIMA, SOPI 等による大会の開催</li> <li>3. 政府職員向け研修の実施 (別表 4)</li> <li>4. 民間向け研修の開始 (別表 4)</li> </ol>
(66) 4	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民間向け上級研修の準備</li> <li>2. ジャーナルの発行</li> <li>3. 本件プロジェクトを推進するための広報</li> </ol>	上級研修の実施方法に関するカウンターパートに対する研修	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. POIMA, SOPI 等による現行セミナー等の実施 (別表 5)</li> <li>2. POIMA, SOPI 等による大会の開催</li> <li>3. 政府職員向け研修の実施 (別表 4)</li> <li>4. 民間向け研修の実施 (別表 4)</li> </ol>
(67) 5	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研修の評価及びカリキュラム, その他の教材の見直し</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. POIMA, SOPI 等による現行セミナー等の実施 (別表 5)</li> <li>2. POIMA, SOPI 等による大会の開催</li> <li>3. 政府職員向け研修の実施 (別表 4)</li> <li>4. 民間向け研修の実施 (別表 4)</li> <li>5. 民間向け上級研修の試行的実施 (別表 4)</li> </ol>

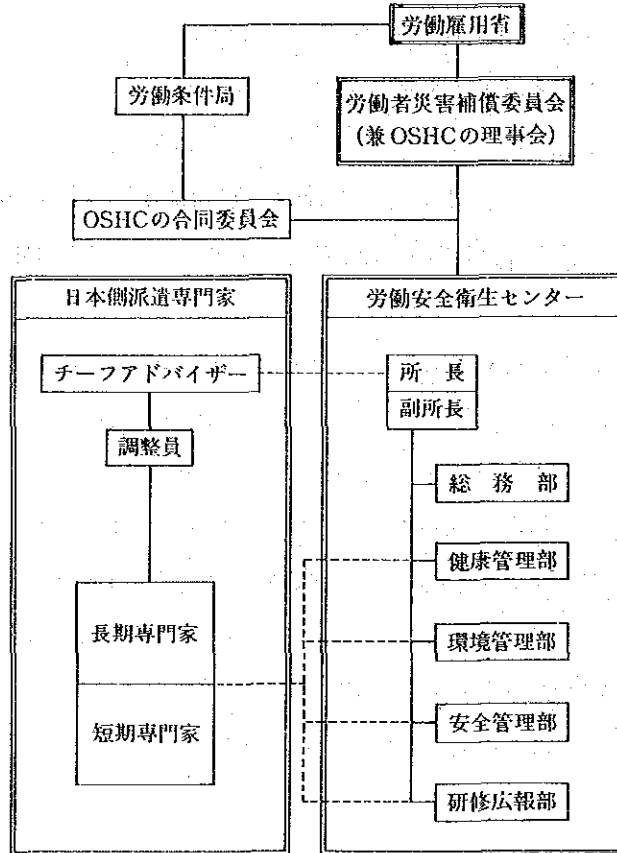




## 11. プロジェクトの運営

### (1) プロジェクトの組織図 (R/DのVII)

次のとおりである。



(参考)

フィリピン国の法制・行政措置上、本センター設立のため1987年11月4日付け大統領令第307号が発せられている(同日発効、別添4)。

この大統領令において、センターの目的、機能、管理運営、財源等について規定されている。

#### イ. 本センターの位置付け

本センターは、大統領令第307号(以下「令」という)第1条に基づき、労働者災害補償委員会(Employee's Compensation Commission : ECC)の下に設置された。

#### ロ. 本センターの最高意思決定

労働者災害補償委員会(ECC)は、令第3条の規定に基づき、本センターの理事会(Governing Board)となっているので、その運営等に関し、最高意思決定機関としての役割を果たすことになっている。

なお、本センター所長及び日本人専門家リーダーが投票権のないメンバーとされて

いる（令第4条）。

(2) 合同委員会の設置（R/DのVIIの5.及び別紙VIの1.本文）

本件プロジェクトを効果的にかつ首尾よく実施するため、合同委員会（Joint Committee）を設置し、少なくとも年1回、及び必要に応じて、これを開催する。

イ. 機能（R/Dの別紙VIの1.(1)～(3)及び Minutes 8.）<sup>(注)</sup>

- (i) R/Dの枠組の下に作成された「暫定実施スケジュール」（Tentative Schedule of Implementation : TSI）及び上記10の別紙の「中核となる技術移転に関する暫定5ヵ年基本計画」を踏まえ、「年間活動計画」（Annual Work plan）を作成すること。
- (ii) 技術協力プログラムの全般的な進捗状況とともに、年間活動計画の実績を確認把握すること。
- (iii) 技術協力プログラムまたはこれに関連して生ずる主要な事柄について協議・意見交換を行うこと。

なお、必要があれば、本件プロジェクトの首尾よく実施のために技術協力の期間及び範囲を調整することができるように、この協力期間における第3年目に、合同委員会が本件プロジェクトの成果を評価することとされている（R/DのX）。

（注） 暫定実施スケジュールは、R/Dにおける合意事項の内、技術協力に関するものを総括的に一覧表にまとめたものである（別添5）。

ロ. 構成（主な構成員に限る。R/Dの別紙VIの2.）

(i) フィリピン側

- a. 本センターの所長
- b. 労働雇用省労働条件局長<sup>(注1)</sup>（Director, Bureau of Working Conditions : BWC）
- c. 労働雇用省労働者災害補償委員会事務局長<sup>(注2)</sup>（Executive Director of ECC）

（注1） 現在、サンチェス氏（Augusto Sanchez）である。

（注2） 現在、コントラレス氏（Jorge Contreras）である。

(ii) 日本側

- a. チーフアドバイザー（日本人専門家リーダー）
- b. 調整員
- c. チーフアドバイザーに指名された日本人専門家
- d. JICA マニラ事務所長

なお、在フィリピン日本大使館の館員はオブザーバーとなる。

(3) プロジェクト総括責任者（R/DのVIIの1.）

労働雇用省（Department of Labor and Employment : DOLE）次官（Under—

secretary) が本件プロジェクト実施上の総括責任者となる。

なお、現在、R/D 署名者となったカストロ氏 (RICARDO, CASTRO) が担当次官である。

(4) プロジェクト管理・運営責任者 (R/D のⅦの2.)

本センター (OSHC) の所長<sup>(4)</sup>は、本件プロジェクトの長 (Head) として、このプロジェクトの管理及び運営上の責任を負う。

(注) 本センター所長に誰が就くかについては情報が得られなかった。

(5) チーフアドバイザーの役割 (R/D のⅦの3.)

日本人チーフアドバイザーは、本センター所長に対し、プロジェクトの実施に関する技術的及び運営に係る事項について必要な勧告及び助言を行う。

また、必要に応じ、日本人チーフアドバイザーは DOLE 次官と協議することができる。

(6) 日本人専門家の役割 (R/D のⅦの5.)

日本人専門家は、本件プロジェクトの実施に関する事項に関し、そのフィリピン人カウンターパートに対し、必要な技術的指導及び助言を行う。

12. 機材の供与 (R/D のⅢの1.\*及び別紙Ⅲ)

本件プロジェクトの実施のために必要な機械、設備等については、日本側の費用負担において JICA を通じて供与する。

(注)

本件プロジェクトは、政府開発援助 (Official Development Assistance : ODA) の一環として、技術協力と無償資金協力との組合せにより行われるものである。

無償資金協力は、技術協力のために必要とされる建物・施設及び機械その他機材の建設等及び調達等に要する資金を贈与するものである。

本件プロジェクトに対しては、建物・施設の建設等に約15億円及び機材の調達等に約5億円が、それぞれ日本政府から贈与されている<sup>(4)</sup>。

この機材に係る贈与により、「健康管理」、「環境管理」、「安全管理」及び「研修広報」の各部門の活動及び研修コースの実施に必要な機器等の内で、主要なものはそろっている。

したがって、技術協力の一環として行われる本機材供与は、無償資金協力によって備え付けられた機材を補完するためのものである (JICA 側の非公式説明では、1年度あたり500万円程度)。

(注) その内容は、主なもの参考に示すとおり。

13. その他日本側費用負担 (R/DのII, 1.\*及びIVの2.\*)

次に掲げる経費は、すべて JICA において負担される。

- (1) 上記7の長期及び短期専門家の派遣費用<sup>(注1)</sup>
- (2) 上記8のフィリピン人研修員の受入れ費用
- (3) 協力期間中の本プロジェクトの実施に関連する調査団等の派遣費用<sup>(注2)</sup>

(注1) JICA の定める身分・処遇制度によって、旅費は勿論、在勤基本手当その他派遣手当が支給される。

(注2) R/D 上根拠はないが、日本側技術協力の実施に関連して制度化されている。

14. フィリピン側の講ずべき措置

- (1) 供与機材の引取り及び有効活用 (R/DのVIの2.の(1)及び(2)並びにIIIの(2))

イ. 日本側から供与する機材に対する関税、国内税の免除及びその国内輸送、据付け等費用の負担

ロ. 日本側から供与する機材は、フィリピン国内の空港等への到着をもってフィリピン側の財産となるものであり、プロジェクトの実施のために日本人専門家との協議の下に、専ら活用されるべきものである。

- (2) カウンターパート等の配置 (R/DのVの1.及び2.並びに別紙IV)

イ. フィリピン側は、フィリピン人カウンターパート及び本センターの運営に必要な職員による役務を自らの費用負担によって確保する。

カウンターパート等の主な内訳は次のとおり。

- (イ) 本センターの所長及び副所長
- (ロ) 「健康管理」、「環境管理」、「安全管理」及び「研修広報」の各分野のカウンターパート
- (ハ) 管理スタッフ、秘書、タイピスト等

ロ. フィリピン側は、本件プロジェクトとして行われる技術協力が円滑にかつ、首尾よく実施されるように、各日本人専門家に対し、適切な資格を有する必要数のカウンターパートを配置する。

- (3) 日本研修による成果の活用 (R/DのIVの2.)

フィリピン側は、フィリピン人カウンターパートが日本での研修により習得した知識及び経験を、プロジェクトの実施のために効果的に活用するものとする。

- (4) 土地、建物、機材等の提供 (R/DのVIの1.及び(2)並びに別紙V)

イ. フィリピン側が提供すべき建物等で、主なものは次のとおり。

- (イ) 本センターの建設用地 (電気、ガス、その他の基盤整備を含む。)

- (四) センター所長の事務室
- (五) 健康管理部
  - a. 診察室 b. X線室 c. 治療室 d. 検査室
- (六) 環境管理部
  - a. 測定室 b. X線回折室 c. 局所排気装置実験室
  - d. 呼吸用保護具試験室
- (七) 安全管理部
  - a. 安全技術部 b. 安全管理試験室
- (八) 研修広報部
  - a. 視聴覚教材作成室 b. 教室 c. セミナー室
  - d. 図書室 e. 印刷室 f. 研修実験室
- (九) 講堂
- (十) 宿泊施設

日本政府による無償  
資金協力によって措  
置されている。

ロ. 日本側から供与される機材以外のプロジェクトの実施のために必要な機械、車両、  
工具、スペア部品その他の供給または取り替え

(5) 予算措置 [R/DのVIの1.(3)及び(4)並びに2.(3)]

イ. 日本人専門家がその業務で旅行する場合に要する旅費及び日当

ロ. 日本人専門家及びその家族が居住するための適切な住宅<sup>(4)</sup>

ハ. 本件プロジェクトの実施に必要なすべての運営経費 (running cost)

(注) カストロ次官から、R/D署名に先立って、その履行に懸念が表明されたのに対  
し、実態上、JICA負担であるとの説明で納得した。

(6) 日本人専門家に対する特権供与 [R/DのIIの2.\*]

日本人専門家及びその家族には、フィリピン国内に勤務する国際機関等の専門家に与  
えられると同様の権利、免除及び便宜が供与されるものとする。

\* コロンボ計画、技術協力制度 (the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme)  
において定められており、この規定によるもの (英連邦外相会議の決議により、1951  
年発足したアジア諸国の経済・技術協力機関、その後拡大され、アメリカ、日本も参  
加した。先進6ヵ国、発展途上国26ヵ国から成る。)

(7) 日本人専門家に対する請求 (クレーム) [R/DのVII]

日本人専門家の職務遂行に起因して、またはこれに関連して発生するクレームについ  
ては、フィリピン側がその責任を負う。

## 15. 両国間協議 (R/D のIX)

R/D の付属書から、またはこれに関連して発生する主要な問題については、両者間協議が行われるものとする。

### (当該技術協力プロジェクトに関連する問題)

#### 1. 研修コースの実施に関する関係団体との調整等 (Minutes の9.)

- (1) 本センターの開所とともに、フィリピン安全協会 (the Safety Organization of the Philippines Inc. : SOPI), フィリピン産業医学協会 (the Philippines Occupational and Industrial Medical Association : POIMA) その他関係団体がセンターの施設を利用して、それぞれが従来から行っている研修コースを実施することについて日本側は了解した。
- (2) 上記(1)に関連して、技術協力プログラムに基づく研修の実施及び日本人専門家によるそのカウンターパートへの技術移転に影響を与えない範囲内において、外部団体等への施設貸与が行われるべきものであることをフィリピン側は了解した。
- (3) 本センターと SOPI, POIMA その他類似団体との間で、研修コースの実施に関する調整を行う必要があることをフィリピン側は理解した。

#### 2. 研修コースの法制化 (Minutes の5.)

日本側の技術協力の下に行われる研修コースの内、民間向けのものについては、研修参加者の確保等のため、法令で義務付けられていることを望まれるところ、作業環境に関しては、まだ事業者が義務付けていないので、そのための労働安全衛生基準 (the Occupational Safety and Health Standards : OSHS) の改正をできるだけ早く実現する旨フィリピン側は約した。

#### 3. 工場等で行う健康診断等の制限 (Minutes の10.)

本センターによって行われる工場等での健康診断及び環境測定は、日本人専門家によるフィリピン人カウンターパートに対する技術移転に影響を与えないときのみ、行われるべきであることにつきフィリピン側は了解した。

#### 4. 労働監督官研修の成果確保の措置

##### (1) 研修旅費等の支給 (Minutes の4.の(1))

労働監督官が研修を受けやすくするために、旅費、日当を本センターの予算から支給するよう日本側から提案したのに対し、フィリピン側は理事会がこの予算措置を講ずる

よう最善を尽くす旨約した。

(2) 地方労働事務所への機器の備付け〔Minutesの4.の(2)〕

日本側から、地方労働事務所に配置されている労働監督官によって研修を通じて習得された技術を十分に活用するために、当該地方労働事務所に基本的な測定及び検査機器等を備え付けるための経費を本センターの予算に含めることを提案したのに対し、フィリピン側はその実現に最善を尽くす旨約した。

5. 本センターの活動への労働条件局長の参画〔Minutesの6.〕

(1) 日本側からの申し入れ

イ. 労働条件局長が本センターの目的にかなった労働災害防止を所管していること、本センターの成果は安全衛生法令に取り入れられるべきものであること、及び本センターの活動に取り込まれるべき地方労働事務所の具体的なニーズは労働条件局長を通じて最も効果的に吸い上げられることにかんがみ、労働条件局長が本センターの理事会のメンバーになっていないのは遺憾である旨日本側から述べた。

ロ. ドリロン<sup>(注)</sup>労働長官が1987年11月9日付け文書で大統領府官房長あて要請したのと同じ理由で、当初の大統領案にうたわれていたように本センターを労働雇用省の外局とするとともに、

労働条件局長が、現行大統領令が改正されるまでの間、できるだけ早く本センター活動に参画することを確保することについて、日本側は強く希望を表明した。

(注) Franklin Drilon, Secretary of DOLE

(2) フィリピン側の対応

イ. 大統領令第307号は労働雇用省がどうしようもない状況の中で発せられたものであり、我々の考え方はドリロン労働長官の文書に示されているところと変わってはいない旨述べた。

ロ. フィリピン側は、日本側の意向を充分理解した上で、当初の構想の復活実現に努めるとともに次に掲げることにより、本センターと労働条件局長との間の緊密な連携及び協力を確立することを約した。

(イ) 本センターの成果及び活動計画を議論するために、労働条件局長の代表が参加する正規のかつ定期的会議を設けること。

(ロ) 1988年の活動計画及び運営予算を議論するときは、理事会に労働条件局長の参加を認めること。

(ハ) 必要に応じて、労働条件局長を理事会がその会議に出席させるよう最善を尽くすこと。

6. 合同委員会と理事会との関係 (Minutes の1.)

合同委員会の勧告については、理事会が充分権威あるものとして尊重すべきであることをフィリピン側は了解した。

7. チーフアドバイザーと理事会との関係

大統領令第307号においては、チーフアドバイザーは理事会の投票権のないメンバーとなる旨うたわれている<sup>(註)</sup>。

日本側との協議の結果、日本人チーフアドバイザーは、理事会議長の要請の下に、オブザーバーとして理事会に出席することで、フィリピン側は了解した。

(注) 外務省の強い指示 (日本国の主権への干渉) を受け、フィリピン側と折衝したものの。

8. カウンターパートの確保 (Minutes の3.)

(1) カウンターパートの配置計画 (Minutes の3.の(1))

フィリピン側は、本センターの常勤職員の部門別配置計画 (別添6) を提出したが、その主な内容は次のとおりである。

イ. 総数 146人 (ライン職員87人 サポート職員59人)

ロ. 部門別配置

(イ) 健康管理部門

医師 (Industrial Physician)	4人 (カウンターパート)
看護婦 (Industrial Nurse)	4人
臨床検査技士 (Clinical Technologist)	4人
X線技士 (X-ray Technologist)	4人

(ロ) 環境管理部門

a. 上級作業環境測定技術者 (Senior Work Environment Specialist)	5人 (カウンターパート)
b. 作業環境測定技術者 (Junior Work Environment Specialist)	5人
c. 上級労働衛生技術者 (呼吸用保護具, 改善) (Senior Industrial Hygiene Engineer —Respirator, Environmental Improvement)	2人 (カウンターパート)
d. 労働衛生技術者 (呼吸用保護具, 改善) (Junior Industrial Hygiene Engineer —Respirator, Environmental Improvement)	2人



(イ) 安全管理部門

- a. 上級安全技術者（ボイラー，安全装置） 2人（カウンターパート）  
(Senior Safety Engineer—Boiler, Safety Deyicos)
- b. 安全技術者（ボイラー，安全装置） 2人  
(Junior Safety Engineer—Boiler, Safety Deyicos)
- c. 上級安全技術者（調査分析） 2人（カウンターパート）  
(Senior Safety Engineer—Researcher)
- d. 安全技術者（調査分析） 2人  
(Junior Safety Engineer—Researcher)

(ロ) 研修広報部門

- a. 研修調整課長 1人（カウンターパート）  
(Chief, Training Coordination Section)
- b. 研修調整員（健康管理，安全管理，環境管理，労働監督）  
4人（カウンターパート）  
(Training Coordinator—Medicine, Occupational Safety, Industrial Hygiene & Labor Inspector)

(2) 職員の任命等

フィリピン側は，本センターの職員を，遅くともその開所式までには任命することを約した。

特に，中核となる技術及び保守職員については，据え付けられる機器及び建物を技術移転のために有効に利用できるようにできるだけ早く任命する旨約した。

(3) 職員の処遇確保

イ. フィリピン側は，本センターが技術研究機関<sup>(注)</sup> (Technical Institution) として予算管理省 (the Department of Budget and Management) によって認められることを前提にして，職員の給与体系を提出した。

ロ. フィリピン側は，本センターが技術研究機関として取り扱われることとなるよう最善を尽くす旨約した。

(注) 労働省災害補償委員会 (ECC) は「社会サービス」の部門として扱われており，その附属施設となる本センターも同じ扱いとなる。

これでは，本センターに有能な技術者等を確保できないので，25%まで給与水準をアップできる技術研究施設として本センターを認めてもらうべく，労働雇用省が予算管理省に折衝している。

9. 予算措置 (Minutes の7.)

(1) 準備予算 (Pre-Operational Budget Minutes の7. の(1))

フィリピン側は理事会で承認された準備予算 (1987年12月～1988年3月15日) を提示した。その主な内容は次のとおりである。

総額	950万ペソ (6,650万円)	
イ 外部 (構) 工事費	210	(1,470 <sup>(*)</sup> )
ロ 内装工事費	120	( 840 )
ハ 臨時職員の給与等	35	( 245 )
ニ 車両購入費等	200	(1,400 )
ホ その他経費	385	(2,695 )

(注) 1ペソ≒7円

(2) 運営予算 (Minutes の7. の(2))

イ. 1988年3月16日～12月31日の本センターの経費を賄う運営予算案について、理事会の承認を経て予算管理省へ提出できるように長期調査員チーム (JICA 派遣 1月20日～3月19日、マニラ滞在) の日中リーダー<sup>(\*)</sup>との十分な協議の下に、2月末までに作成することで双方合意した。

ロ. フィリピン側は、予算管理省から最終承認が3月16日までに得られないことがあり得るが、その場合には、同日以降の経費は、準備予算から持ち越しか、または理事会で決定できる1988年予算の前倒し執行によって賄われることになる旨説明した。

(注) 産業安全研究所電気研究部長田中隆二 本チームは、機器据え付け・テストラン、技術職員採用等に関する指導助言にあたっている。

(3) 源資

イ. 本センターの運営費を含め労働者災害補償委員会、国家公務員保険組織 (Government Service Insurance System : GSTS) 及び社会保障組織 (Social Security System : SSS) の運営費を賄う原資については、従来、大統領布告 (Executive Decree) 第442号の第178条の規定により、SSS 及び GSTS の保険料及び運用益の合計額の12%とされていた。

ロ. しかしながら、1987年11月4日に発せられた大統領令 (Executive Order) 第307号においては、これが4%となっており、いずれによることとなるかが明らかとなっていない。

ハ. フィリピン側は大統領布告が立法であることから、依然として12%が効力をもっているとの見解を述べたが、正式の解釈を示す旨約した。

### 3. プロジェクトの概要

#### 3-1 組織

##### (1) OSHCの理事会

OSHCの最高意志決定機関には、1987年11月4日付け大統領令第307号（ミニッツのANNEX IV）のSection 3により、労災補償委員会（ECC：Employees Compensation Commission）がその任にあたることとなった。DOLEによればその理由は、1987年7月に上下両院が召集されたことにより、アキノ大統領の立法権限が消滅したので大統領令によって独立した外局を設置し、独自の理事会を設立することが技術的に困難であると大統領府が判断したことによるものとの由である。但し、DOLEは、これを不満とし、同年11月9日付けのマカライグ官房長官宛てドリロン労働雇用大臣発書簡（ミニッツANNEX V）において大統領の再考を求めているが、今次調査時点において大統領府からの反応はない。

##### (2) 理事会の構成

理事会の構成は、次のとおり。

###### 議長

職権により Franklin Drilon 労働雇用大臣

（但し、事実上、Ricardo Castro 次官が代行する）

###### 理事

- ① Jose Cuisia Jr. 社会保障システム（SSS：Social Security System）事務局長  
（Hector Inductivo SSS 給付部長が代行）
- ② Feliciano del Monte Jr. 政府職員保険システム（GSIS：Government Service Insurance System）会長兼事務局長  
（Amante Remando GSIS 副会長が代行）
- ③ Alfredo Bengzon 保健大臣〔但し、フィリピン医療委員会（PMCC：Philippine Medical Care Commission）の議長として〕  
（Antonio Periquet 保健次官が代行）
- ④ Raul Inocentes フィリピン使用者連盟（ECOP：Employers' Confederation of the Philippines）会長
- ⑤ 労働者代表（空席）
- ⑥ George Contreras ECC 事務局長
- ⑦ OSHC 所長（投票権なし、空席）
- ⑧ 首席顧問（投票権なし、空席）

(3) 合同委員会 (Joint Committee Meeting)

日比双方は第1次及び第2次の事前調査で合意されたとおりの合同委員会を設置することを確認した。合同委員会の機能及び構成は、討議議事録の ANNEX VI のとおりである。また、合同委員会の設置は OSHC の最高意志決定機関である理事会によってなされることとなり、合同委員会は理事会の諮問機関 (Advisory Organ) となる。しかしながら、合同委員会の理事会に対する勧告 (Recommendation) は、常に理事会より充分重視され、尊重される (be given full weight and respect) ことが合意された。

(4) 労働雇用省労働条件局 (BWC) の関与

大統領令第307号により設置された OSHC の理事会は、当初、DOLE が作成した大統領令案 (第2次事前調査ミニッツ ANNEX II) において理事となることが想定されていた BWC の局長を含んでいず、今後設置される予定の合同委員会のメンバーとならざるべきでない。しかしながら、BWC は DDLE において労働災害の防止を所管する部局であり、OSHC における調査研究の結果を労働法または同法に基づいて労働雇用大臣が定める安全衛生基準に反映する立場にあり、さらに BWC は地方事務局がその日常業務を通じて得る官民の研修ニーズを OSHC の研修計画に反映させる立場にもあるところから OSHC の意志決定への BWC の関与は極めて重要である。かかる調査団の指摘に基づき日比双方は、次の対策を取ることを合意した。

- a. 大統領令第307号の改正、新たな立法措置またはその他の何らかの方法により OSHC を独立した DOLE の外局とし、BWC をメンバーとする独自の理事会を設置するよう比側は努力する。
- b. それまでの間、BWC の政策が充分 OSHC の事業に反映されることを確保するため、比側は次の措置をとる。
  - ① BWC を構成員として事業の実績及び計画を事務局に検討することとする。
  - ② 理事会において OSHC の1988年の事業計画及び予算計画を審議する際に、BWC を参加させることとする。
  - ③ その他の理事会の審議においても必要に応じて、BWC が参加できるように全力をあげて理事会を説得することとする。

(5) OSHC の組織及び人員

a. 組織・人員

OSHC の組織・人員計画については、第2次事前調査時点におけるもの (第2次事前調査ミニッツ ANNEX III) とサポート・スタッフの一部の員数を除いて基本的な差異はない (ミニッツの ANNEX I のとおり)。

b. カウンター・パートの採用計画

OSHCの運営開始予算のうち、既にOSHC理事会で承認されたものはミニッツのANNEX VIのとおりであるが、この予算の中にはOSHCの常勤職員の人件費は含まれていない。したがって、BWCからの20人及びECCからの2人の併任者を除きOSHCは、3月15日までの間職員を採用することができない。しかしながら、比側としては人事組織要求を予算管理省（DBM：Department of Budget and Management）に提出しつつ長期調査員の指導に基づき事実上の募集を開始し、DBMの承認が得られ次第任命を開始したいとしている。また、調査時点において比側は3月16日を取りあえずの採用開始の目途としており、遅くとも5月1日に予定されている公式開所式までには全職員146名の採用を終了したいとしている。

本調査団は、コンサルタントによる無償資金協力の建物付帯施設（空調設備、衛生配管、電気配線等）の取扱・保守の説明が3月4日から開始される予定であることから、かかる説明を受けるための専門職員（少なくとも三部門各2名ずつ）を早急に採用する必要があることを指摘し、比側はこれを理事会に諮って至急に対処することを約した。なお、2月24日から予定されている無償資金協力の機材の試運転への立会いは、基本的に上述の併任者で充分と考えられるも、長期調査員と協議のうえ不十分であると判断される場合にはこれも至急に対処することとなった。

#### c. カウンターパートの処遇

比側は技術移転の受け手となるカウンターパートの資質及び員数を確保するためには良好な条件が必須であることを充分理解しており、OSHCを国立科学技術研究所（NIST：National Institute of Science and Technology）と同様に技術的機関（Technical Institute）として格付け、社会サービス（Social Service）に格付けされているDOLE及びECCを平均25パーセント上回る給与をDBMに要求することとしている（ミニッツ ANNEX II）。

### 3-2 予 算

#### (1) 運営開始前予算（Pre-operational Budget）

大統領令第307号は、そのSection 7においてOSHCの運営開始までの予算としてSSS及びGSISに対し国家保険基金（SIF：State Insurance Fund）のLoading Fund及び運用益から三千万ペソをそれぞれ70対30の割合で支出することを命じている。この予算は理事会の承認を得て後初めて実際に支出可能であるが、本調査時点までに承認が得られた支出可能予算は施設の外構・内装工事、併任職員の人件費、車両購入費、旅費、施設警備費用等9,498,716.46ペソである（ミニッツ ANNEX VI）。なお、この予算は、その性格上、原則として3月15日の建物引渡し式を越えて使用できない。また、理事会

の承認を得られず、使用されない運用開始前予算は SIF の留保財源 (Reserve) に繰り込まれることとなる。

## (2) 運営開始後予算 (Operational Budget)

3月16日以降の OSHC の運営予算案は、長期調査員の協力を得て OSHC 事務局(当分の間 ECC 事務局が兼任する)により作成され、理事会の承認を経た後 DBM の査定を受けることとなっている。予算案の DBM への提出は、2月末を目途としているが、比側によれば3月15日までに、DBM が査定を終了して運営予算が OSHC に示達されるのは極めて困難との由であり、3月16日以降は暫定予算に依存せざるをえない。暫定予算は、「理事会の承認を得て支出可能となっている運営開始前予算」のうちの不要額であって理事会の承認を得て運営開始後へ繰り越されるもの及び理事会の権限において示達される前渡資金からなる。なお、前渡資金の額は、運営予算案に沿ったものとなる。1989年以降についても、ECC の例によれば、DBM の査定が遅れるのは例年のことと予想され、同様の手続きが取られることとなる。

## (3) OSHC の財源

大統領令第307号の Section 2 の g.によれば、OSHC の運営予算は前年末現在の SIF の総額(留保財産)とその収入(保険料収入及び資金運用益)の和の12パーセントである Loading Fund の4パーセントを越えることができないとされているが、この規定による OSHC の財源総額は表1のとおりとなり、1988年予算のための財源総額は22,513千ペソ以上となる。

他方、労働安全衛生に係わる活動を含む ECC、SSS 及び GSIS の事業予算は労働法 (PD-442 : Labor Code of the Philippines, as amended) の第178条により保険料収入及び資金運用益の和の12パーセントを財源とするとされており、ECC は OSHC が大統領令第307号により ECC の内部機関であるとされているところからこの規定の適用を受けることがより適切であるとしている (ミニッツ ANNEX VI)。この論拠は労働法がマルコス前大統領により公布された法律であるのに対し、大統領令第307号はアキノ大統領が新憲法の規定により立法権限を喪失した後に公布されたものであって、フィリピンの法体形上、前者を上回ることができないとするところにあるが、本調査団はこの点について大統領府を含む政府当局の公式見解を早急に送付越すよう要請し、比側はこれを約した。なお、この見解に基づく財源総額は表2のとおりであり、1988年予算の基礎となる額は69,923千ペソとなる。

### 3-3 OSHC の効率的利用促進

本調査団は OSHC のより効率的な利用を図るため次の対策を提案し、比側は理事会の説得

表 1 大統領令第307号によるOSHCの財源総額

(単位：1,000 ペソ)

		SSS	GSIS	計	×0.12×0.04
86年 1月～12月	留 保	3,067,761	409,001	3,476,762	16,688
	資金運用益	498,288	19,205	517,493	2,484
	保険料収入	198,074	152,649	350,723	1,683
合 計		3,764,123	580,855	4,344,978	20,856
87年 1月～10月	留 保	3,532,868	423,362	3,956,230	18,990
	資金運用益	342,948	-	342,948	1,646
	保険料収入	199,544	191,531	391,075	1,877
合 計		4,075,360	614,893	4,690,253	22,513

(注) 87年については10月末現在の数値であり、12月末までには増加が見込まれる。

表 2 労働法第178条によるOSHCの財源総額

(単位：1,000 ペソ)

		SSS	GSIS	ECC	合計	×0.12
86年 1月～12月	資金運用益	498,288	19,205	-	517,493	①62,099
	保険料収入	198,074	152,649	-	350,723	②42,087
	事業支出	8,441	8,327	7,598	③24,366	-
	①+②-③	79,820				
87年 1月～10月	資金運用益	342,948	-	-	342,948	①41,154
	保険料収入	199,544	191,531	-	391,075	②46,929
	事業支出	7,974	4,405	5,782	③18,060	-
	①+②-③	69,923				

(注) 87年については10月末現在の数値であり、12月末までには増加が見込まれる。

に全力をつくすこと及び所要の法的措置をとることを約束した。

(1) 研修旅費の確保

DOLE 職員就中監督官の研修は OSHC の最も重要な事業のひとつであるが、地方事務所に勤務する DOLE 職員の研修旅費は、通常当該地方事務所に一般会計予算から割りあてられている旅費の枠内で手当てされることになっている。しかしながら、一般会計財政が逼迫している折から OSHC における研修のために旅費が十分に増額されることは極めて困難と考えられるところ、かかる経費を OSHC 予算の内枠で確保する。

(2) 労働安全衛生基準の改正

OSHC における環境測定部門の利用を高めるため、企業における作業環境測定を労働安全衛生基準の改正によって義務付ける。なお、このことは1986年7月に開催された労働安全衛生基準の改善に関する三者（政・労・使）構成ワークショップにおいて提案第1077号として既に採択されている（ミニッツ ANNEX III）。

(3) DOLE 地方事務所における測定・検査機器の確保

DOLE 地方事務所の職員が OSHC において習得した作業環境測定技術を実際に役立てることができるよう、また、作業環境測定が義務付けられた場合に、DOLE 地方事務所として使用者に対してかかるサービスが可能となるよう、OSHC の予算により DOLE 地方事務所に簡便な作業環境測定のための測定・検査機器を整備する。なお、類似の前例として、ECC には労働災害被災者の治療を行う公立の病院に対して医療機器の無償供与を行った実績がある。

### 3-4 OSHC 設立の進捗状況

(1) 無償資金協力

本調査団は、1月29日、OSHC 建設サイトを訪問したところ、久米設計事務所（コンサルタント）によれば、工事進捗状況は概ね90パーセントであり、3月15日に予定されている引渡し式までには建設工事は終了する見込みである由。ただし、現地調達による屋根瓦について不良品率が極めて高いため、引渡しまでには全ての屋根葺き不可能であり、同等品を日本に発注してでも公式開所式に間に合わせたいとのことで関係方面と協議中との由であった。なお、今後の工事関係スケジュールについては表3のとおり。

機材の据え付けについては、訪問時点で別途派遣されている長期調査員との協力のもとに進行中であり、引渡しまでには試運転まで終了する予定である。機材の据え付け試運転のスケジュールについては表4のとおり。

(2) 比側工事等

比側負担工事等についても、外壁については概ね順調に準備が進捗しているも、植栽



表 3

DESCRIPTION	DATE	PROJECT NAME: THE OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH CENTER (OSHC)												REMARKS			
		KUME Architects-Engineers. JUN. 15 1992.															
BUILDING WORK (AC, Arch, Finishing)	27	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	Installation: (Mech/Electrical/Flec) (External Work)	JICA Mtg. Weekly Mtg. Monthly Mtg. No. 12 Inspection Report Delivery Inspection by Owner to be submitted to Owner		
	28	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			25	26
WORK TO BE DONE BY PHILIPPINE SIDE	29	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	JICA Mtg. Weekly Mtg. Monthly Mtg. No. 13 Inspection Report Delivery Inspection by Owner to be submitted to Owner
	30	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
EQUIPMENT WORK (MISUS)	1	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	JICA Mtg. Weekly Mtg. Monthly Mtg. No. 13 Inspection Report Delivery Inspection by Owner to be submitted to Owner
	2	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
PREPARATION OF DOCUMENT	3	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	JICA Mtg. Weekly Mtg. Monthly Mtg. No. 13 Inspection Report Delivery Inspection by Owner to be submitted to Owner
	4	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
MEETING	5	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	JICA Mtg. Weekly Mtg. Monthly Mtg. No. 13 Inspection Report Delivery Inspection by Owner to be submitted to Owner
	6	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	

表 4

DESCRIPTION	DATE	PROJECT NAME: U. S. N. C. - EQUIPMENT PK CONSTRUCTION PERIOD: Jan. 4 - March 15, 1980												REMARKS
		JANUARY			FEBRUARY			MARCH						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1. AUDIO VISUAL EQUIP'T														
2. PRINTING EQUIP'T														
3. PERSONAL COMPUTER														
4. LABORATORY & ANALYTICAL EQUIP'T														
1) Laboratory Analytical Equip't														
2) General Lab. Equip't														
3) Analytical Equip't														
4) X-ray Diffractometer														
5. MEDICAL EXAMINATION EQUIP'T														
1) Gen. Medical Equip't														
2) Auto Blood Chemistry Analyzer														
3) Auto Blood Gas Analyzer														
4) X-ray Equip't														
5) Barntrom Equip't														
6. ENVIRONMENTAL MEASURING EQUIP'T														
7. EQUIP'T OF SAFETY EQUIPMENT DIV.														
1) General Equip't														
2) Machinery Equip't														
3) Machinery Equip't-2														
8. RESPIRATOR TESTING EQUIP'T														
1) Gas Mask Testing Equip't														
2) Other Equip't														
CONDUIT DELIVERY														
SCREENING														
1st Shipment														
2nd Shipment														
3rd Shipment														

等の外構工事については公式開所式までに完全に終了することは困難と考えられ、一部の目立たない部分については開所式以降に持ち越されることもありえるとの由であった。また、コンサルタントから本調査団に対し、比においては家具、カーテン、カーペット等の内装に係わる物品（比側負担分）の納品までには通常発注から2～3ヵ月かかることから、本調査団より比側に対し右手続きを早急に行うよう申し入れてほしい旨依頼があり、調査団はサンチェス BWC 局長及びコントレラス ECC 事務局長に対しこの趣旨を申し入れた。

(3) 引渡し式及び公式開所式

無償資金協力に係わる建物・施設・機材の引渡し式は、3月15日に予定されており、本調査時点において変更は全く予想されていない。他方、公式開所式はアキノ大統領の出席をえて行われる予定であり、調査時点で日程は確定していなかったものの、比側は5月1日のレーバー・デー（メーデー）当日、またはそれ以前を予定している旨述べていた。

(4) 土地の所有名義

OSHCの土地は、もともと福祉基金(Welfare Fund)特別会計により購入され、労働雇用省海外雇用庁(POEA)の名義により登記されている。労働雇用省の大統領令原案ではこの土地の購入予算として二千万ペソが盛り込まれていたが、大統領府において福祉基金特別会計から国家保険基金(SIF)特別会計への財産の移管のための予算が認められず、削除されることとなった。比側によれば、万一、予算が認められても、会計制度上、土地の売却益は福祉基金特別会計の歳入に繰り込むことができず一般会計の歳入となってしまうため、いずれにしてもPOEAにとってのメリットにはならない由。また、今後、OSHCがPOEAから土地の無償譲渡を受けることとなるか、またはPOEAに対して土地借料を支払うこととなるかは調査時点ではっきりしておらず、比側は早急に本件につき労働雇用省内で協議の上、後者の場合はしかるべく予算措置を取ることを約束した。





JICA